

平成23年度 斜里町社会福祉協議会事業計画

重点目標	実施計画	事業内容
1. 社協体制の充実・強化	① 第4期地域福祉実践計画の推進 ② 役職員の研修 ③ 福祉関係機関との連携強化 ④ 広報活動の充実 ⑤ 振興基金の効率的運用 ⑥ 社協会長表彰の実施	・第4期地域福祉実践計画の推進を図り、事業計画への反映を進める。 ・全道及び管内研修会、福祉セミナー等に参加し資質の向上を図る。 ・関係機関、団体との連携をもとに諸事業の効果的推進を図る。 ・地域福祉活動への理解と関心を高め、参加促進を図るため「社協だより」を発行する。 ・安定財源の確保を図るため振興基金の積み立てに努める。 ・社会福祉の増進に寄与し、功労のあった方及び社会福祉活動に積極的に協力、支援をしてくれた方に対して表彰する。
2. ふれあいのまちづくり事業の推進	① 地域福祉コーディネーターの配置 ② 『総合相談』の実施 ③ 『無料法律相談』の実施 ④ 地域生活支援事業	・ふれあいのまちづくり事業実施の企画、立案、住民ニーズの把握。 ・住民等の参加促進と行政、福祉施設及び関係機関、団体等との連絡調整、事業の円滑な実施。 ・ 地域住民や利用者のあらゆる生活、福祉問題をだれでも気軽に相談に応じられるようにするために『総合相談窓口』を設置し、速やかに対応できるように相談体制の充実を図る。 ・弁護士による金銭貸借、悪徳商法、遺産相続等の法律に関する専門相談を実施する。※年3回実施する。 《ふれあいネットワーク活動推進事業》 ・自治会ごとに地域住民の参加協力による福祉ネットワークづくりを展開し、必要な援護活動が提供できる体制をつくり、心の通い合う福祉のまちづくりを進めて行く。 ・単位自治会に「ふれあいチーム」づくりを進め地域の要援護者のための体制づくりを進める。 ・福祉委員(ふれあいチーム)連絡協議会の設置及び研修会を実施する。 ・住民福祉懇談会を単位自治会と協働し、実施する。

重点目標	実施計画	事業内容
	<p>⑤住民参加による地域福祉事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に地域住民の援護活動が提供できる体制づくりを進める。 ・「ふれあいサロン」各地域でモデル指定しながら、事業展開を図り、より一層、地域における安心・安全な福祉のまちづくりを推進して行く。 ・特定高齢者を対象とした「ふれ愛教室」を終了した者の受け皿として、社協主催の「ふれ愛サロン」を週1回実施する。※毎週火曜日 個人負担：100円(お茶代等) <p>《住民参加型有償ヘルパーによる在宅ヘルプ事業(ふれあい・まごころサービス)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護者や高齢者一人暮らし世帯、障がい者等の日常生活の困難を少しでも、軽減するために、町民の協力者により援助する。 ・子育てが一時的に困難な家庭に対し、町民の協力者により援助する。 ・利用者負担を有償として、社協に登録した協力者によりサービスを提供する。 <p>《声かけ郵便事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者と手紙を通してふれあいを深め、安否確認と精神的孤独感の解消に努める。 <p>《ボランティアセンター活性化事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動のより一層の推進を図るため運営委員会において、ボランティア活動者数の目標設定及び関係機関相互の連絡調整を行う。 ・ボランティア情報誌を定期的に発行する。 ・ボランティアサービスを希望する人や、社会福祉施設への斡旋ができる相談員が相談業務にあたる。 ・ボランティア入門講座を開催する。 ・災害ボランティア講座を開催する。 <p>《ホームヘルパー2級課程養成研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2級ヘルパーの養成と地域における在宅介護ボランティア養成のために民間事業者と協働し実施する。 ・共同募金配分金事業の一環として、地域での介護力の増進を図るため、専門の講師による介護職員研修会を開催する。 <p>《ふれあい広場事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たくさんの人たちが手をさしのべ、やさしさと思いやりを伝えあい、子供達には福祉に対する理解と関心を広め、心が通い合う温かい町づくりを目指す。 <p>※8月7日(日) 開催予定 場所:ゆめホール知床</p>

重点目標	実施計画	事業内容
	⑥福祉施設協同事業	<p>《地域福祉活動推進員の配置》</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設協働事業の企画及び実施、地域ニーズの把握、社会福祉施設、行政機関、民生委員との連絡及び調整、ボランティアの指導等を行う。 福祉施設と協働して総合相談、福祉施設のノウハウ、設備を活用した各種サービスの提供及び開発、福祉施設が有する情報の提供、サービス活動への住民参加の促進等地域の実情に応じた共同事業を実施する。 <p>《障がい者スポーツ交流会》</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体・知的・精神障がい者等が一堂に会しスポーツを通じて心身の維持増強を図ると共に、町民の障がい者に対する理解を深める目的で実施する。
3. 介護保険事業の推進	<p>①ホームヘルプサービス事業</p> <p>②ケアプラン事業</p> <p>③指定通所介護事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者に対し、その居宅において、所定の研修を終了した訪問介護員により、入浴、排泄、食事等の身体介護、調理、洗濯、掃除等の生活援助、その他必要な相談、助言を行い、要介護者等の自立援助を行う。 要介護者等に対する在宅サービスの適正な利用等が可能となるよう、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画を作成し、当該居宅サービス計画に基づく在宅サービスの提供を行い、また要介護者等が介護保険施設に入所する場合、介護保険施設への紹介その他のサービスの提供を行う。 在宅の虚弱等高齢者及び身体障害者対し、通所により各種のサービスを提供し、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ると共に、その家族の身体的、精神的な負担を軽減する。また、障がい者自立支援法に基づく生活介護事業についても受け入れ実施する。 <p>※サービス内容：日常動作訓練、入浴、食事、送迎 (斜里デイサービス) 開設日：毎週(月～土) 1日25名以内の利用者 (ウトロデイサービス) 開設日：毎週(月～金) 1日10名以内の利用者 (ぶんこうデイサービス) 開設日：毎週(月～土) 1日15名以内の利用者</p>
4. 介護予防事業の実施	①介護予防ホームヘルプサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> 要支援1・2の者に対しその居宅において、所定の研修を終了した訪問介護員により、身体介護、調理、洗濯、掃除等の生活援助、その他必要な相談、助言を行い要支援者の自立援助を行う。

重点目標	実施計画	事業内容
	②指定介護予防通所介護事業	<p>・在宅の要支援1・2の者に対し、通所により各種サービスを提供し、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ると共に、その家族の身体的、精神的な負担を軽減する。</p> <p>※サービス内容：日常動作訓練、入浴、食事、送迎 （斜里デイサービス） 開設日：毎週（月～土） 1日25名以内の利用者 （ウトロデイサービス） 開設日：毎週（月～金） 1日10名以内の利用者 （ぶんこうデイサービス） 開設日：毎週（月～土） 1日15名以内の利用者</p>
5. 在宅福祉活動の推進	<p>①食の自立支援事業</p> <p>②介護用品支給事業</p> <p>③ふれあい理美容サービス事業</p> <p>④通所介護予防事業（ふれ愛教室事業）</p> <p>⑤斜里町高齢者生活福祉センター（あおばの家）事業</p>	<p>・一人暮らし老人等を対象に週3回以内の食事サービスを実施する。</p> <p>・寝たきり高齢者を世話する家族の介護緩和を図るため、月1回高齢者用オムツと介護専用タオルを配布する。また、パンツタイプについても必要とする方に対応を図る。</p> <p>・在宅の寝たきり高齢者及び外出の困難な障がい者等に対し、理美容店の出張により整髪を行い気を楽しんでもらい家族への一助として一人年4回を限度として理美容サービスを行う。</p> <p>・町の特定健診から把握される特定高齢者を対象として、運動機能の向上・栄養改善・口腔機能の向上を取り入れた「ふれ愛教室」を行う。</p> <p>・斜里ふれ愛教室（老人福祉センター） 開設日：毎週水曜日 10:00～11:30 一日15名以内</p> <p>・ウトロふれ愛教室（ウトロ漁村センター） 開設日：毎週火曜日 14:00～15:30 一日10名以内</p> <p>・高齢者に対して、介護支援機能、住宅機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、よって高齢者の福祉の増強を図る。</p>
6. ボランティア活動の促進	<p>①ボランティア団体の育成援助</p> <p>②ボランティア入門講座の開催</p>	<p>・ボランティア団体の積極的活動を促すため指導者の育成と活動資金を援助する。</p> <p>・ボランティア数の拡大とこれから必要とされる地域福祉、在宅福祉等について研修を行う。</p>

重点目標	実施計画	事業内容
	③学童・生徒のボランティア活動 ④ボランティア連絡協議会の育成援助 ⑤ボランティア保険の加入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい広場事業」を通し、学童、生徒のボランティア意識を高め活動への参加促進を図る。 ・ボランティアの育成と活動領域の拡大を図ることを目的とする会の育成活動を行うとともに、運営費を援助する。 ・安心して活動ができるようにボランティア保険の加入促進を行う。
7. 老人福祉の推進	①高齢者勤労センター事業 ②世代間交流事業の拡大 ③特別生活資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の能力や経験を活かし、希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加が図られるよう、公共団体、民間事業所、一般家庭等に訪問開拓等により、高齢者の就労機会の増大と福祉増進を図る。 ・あらゆる機会を通じて安全就労意識の高揚を図る。 ・町民に目的、事業内容等を周知し、会員拡大の促進を図ると共に、会員の健康管理に努める。 ・会員の就業機会増と循環型社会の一翼を担う意味から継続して、独自事業の腐葉土作りに取り組む。 ・会員相互の親睦を深め、働く喜びと社会参加の輪を広げ、研修の強化を図りながら全会員の参加の組織になるよう努める。 ・地域の高齢者と、保育園児及び小・中・高生との交流する機会を提供する。(斜里デイサービス、ウトロデイサービス、ぶんこうデイサービス、高齢者生活福祉センター、声かけ郵便) ・福祉年金受給高齢者世帯等に対し、冬季の生活資金を貸し付けする。 ・一人暮らし高齢者等に対し、入院時に必要な療養資金の貸し付けをする。
8. 障がい者福祉の推進	①各福祉団体への育成援助 ②精神障がい者家族会の育成援助 ③斜里町社会復帰訓練事業の継続実施 ④障がい者雇用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局として育成活動を行うと共に運営費を援助する。(斜里町手をつなぐ親の会・斜里町身体障害者協会) ・精神障がい者家族の育成活動を行うとともに運営費を援助する。(あおぞら親の会) ・精神障がい者の社会適応訓練として、更に期間の切れた者の訓練の場として、継続して事業を進める。 ・障がい者職場適応訓練事業を導入し、身体障害者及び知的障がい者の雇用促進を図る。

重点目標	実施計画	事業内容
	⑤知的障がい者社会参加活動助成事業 ⑥生活福祉資金の貸付 ⑦特別生活資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者社会参加活動事業を導入し、知的障がい者を雇用し社会参加の促進を図る。 ・民生委員と連携をもとに障がい者世帯に更生資金の貸付と必要な指導を行い、その自立更生を図る。 ・冬季燃料費を必要とする障がい者世帯に対し特別生活資金を貸し付けする。
9. 障がい者自立支援法の推進	①障がい者自立支援法に基づく居宅介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が居宅において自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。 <p>[利用対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者・知的障がい者・障がい児・精神障がい者 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者がデイサービスセンターにおいて食事や入浴、排泄等の介護や日常生活の支援を提供し、あわせて軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供する。 <p>[利用対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい程度区分3以上である者 ・年齢が50歳以上の場合は、障がい程度区分2以上の者
10. 母子福祉の推進	①母子・寡婦会への育成援助	<ul style="list-style-type: none"> ・二葉会事務局として育成活動を行うとともに運営費を援助する。(貸付金制度) <p>1. 道母連福祉費 2. 特別生活資金</p>
11. 低所得者福祉の推進	①福祉金庫資金の貸付 ②生活福祉資金の貸付 ③歳末たすけあい見舞金の贈呈	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病、その他で困窮している低所得者世帯に対し、無利子・無担保で応急生活資金を貸し付けする。 <p>○応急生活資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員と連携のもとに低所得者世帯に対し、更生資金の貸付と必要な指導を行いその自立更生を図る。 ・要保護世帯に歳末見舞金を贈る。
12. 児童福祉の推進	①子ども育連協の行事支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会育連協の行事に対し行事費の一部を助成する。
13. 戦没者遺族福祉の推進	①遺族会の育成援助	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局として育成活動を行うとともに運営費を補助する。 ・戦没者追悼式等行事の実施に対して協力する。
14. 地域福祉活動の推進	①会員への香料贈呈	<ul style="list-style-type: none"> ・不幸にして他界した町民に対して香料を贈りご冥福をお祈りする。

重点目標	実施計画	事業内容
	②知的障がい者施設との連携	・地域に開かれた施設を目指して、住民ボランティアとの需給バランス等のコーディネートを図る。
	③地域福祉権利擁護事業との連携	・認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分ではない方が安心して自立した地域生活が送れるよう、生活を支援する『地域福祉権利擁護事業』との連携・協力関係を構築する。
	④法人後見事業 (成年後見制度)	・法人後見事業は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が必ずしも十分ではない人(本人)の権利や財産を守るため、社協が法定成年後見人、保佐人、補助人となることにより、本人の権利擁護を図ることを目的に実施する。
	⑤献血運動の推進	・年3回の移動採血者に協力する。
	⑥被害者への見舞	・災害を受けた世帯に対し見舞金と愛情銀行の委託品を贈る。
	⑦愛情銀行の運用	・善意の委託金、物品の効果的運用を図る。
	⑧募金運動への取組み	・共同募金、歳末たすけあい募金運動を積極的に取り組む。 ・災害義捐窓口の開設。
	⑨車イスの貸出し	・障がいを持っている方及び必要とする方に車イスの貸し出しを行う。
	⑩行事用テントの貸出	・行事用テントとキャンプ用テントを地域の各種行事に貸し出し利用を進める。
	⑪町内の各種行事等への参加	・町内の各種行事等へ積極的に関わりを持ち参加協力をすすめる。(ふらっとナイト・産業まつり等)
	⑫老人福祉センターの管理	・利用者の立場に立った適正な管理に努める。